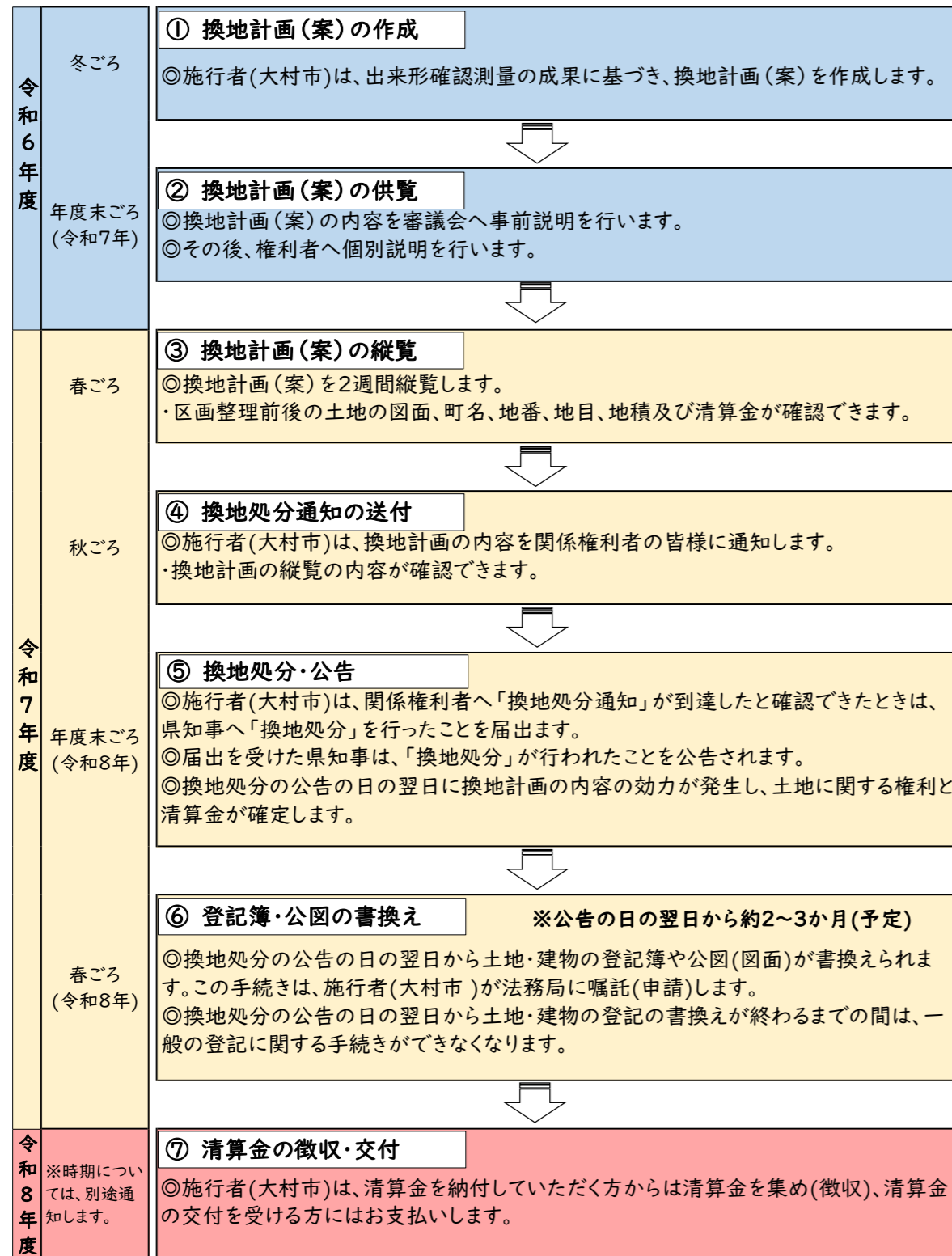


● 今後の事業の流れについて（予定）



※時期については、現時点での予定となります。今後の手続等の進捗状況によって、変更となる場合があります。詳細な内容については、今後お知らせいたします。

● 今後の手続きなどについて

換地処分を令和7年度末に予定しており、換地処分の公告の翌日から新しい住所になります。住所変更等の手続きについて、施行者(大村市)で行うものと、個人で行うものがありますので、時期がきましたら改めてお知らせいたします。

【令和6年6月】

まちづくりニュース

【新大村駅周辺整備事業】

— 第20号 —

【編集・発行】 施行者： 大村市
 (都市整備部 新幹線まちづくり課)
 〒856-8686
 長崎県大村市玖島一丁目25番地
 TEL：0957-53-4111 (内線601・467)
 E-mail:shinkansen@city.omura.nagasaki.jp

※今回、お知らせ致しました内容のほか、新大村駅周辺土地区画整理事業に関し、ご質問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

● はじめに

初夏の候、関係者の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から新大村駅周辺土地区画整理事業に関しまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和6年6月3日(月)に、第17回新大村駅周辺土地区画整理審議会を開催いたしました。4月の人事異動に伴う職員紹介を行い、町界・町名についての報告、事業の進捗状況、地番設定(案)及び今後の事業の流れについてご説明いたしました。

本事業における基盤整備につきましては、公園工事や舗装工事が残すところあと僅かとなりました。一方、換地につきましては、これから終盤を迎えますので、一つ一つ課題を整理しながら進めてまいります。引き続き、皆様のお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。



令和6年5月 新大村駅さくら口(東口)

● 第17回新大村駅周辺土地区画整理審議会を開催しました。

【開催日時】 令和6年6月3日(月曜日)

午後2時から午後3時まで

【場 所】 大村市役所 第8会議室

【主な内容】 ・ 人事異動に伴う職員紹介

・ 報告事項

町界・町名変更について

・ その他

(1) 事業の進捗状況について



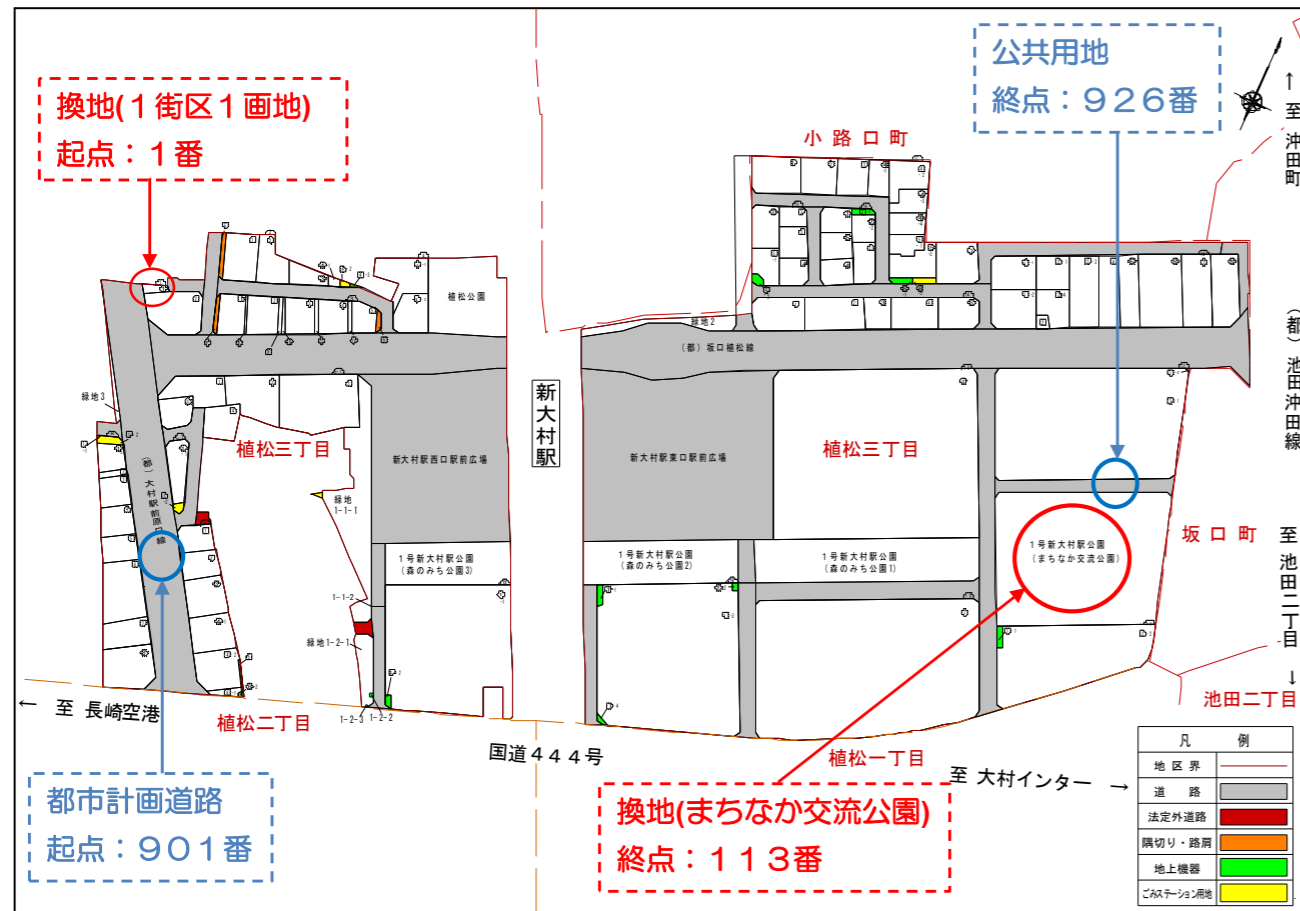
● 地番等の設定（案）

現在、土地区画整理事業の施行地区内の土地は、仮の地番を使用していますが、換地処分後には、一筆の土地ごとに新しい地番となります。地番を付す権限は法務局にありますので、管轄する法務局と施行者大村市で事前協議を行いました。

地番を付すための方針や手順などを決定し、それに従って地番を設定しています。

<換地処分後の土地図（案）>

青字：公共用地 赤字：換地



<方針>

- 1 施行地区内は、すべて「植松三丁目」とする。
- 2 地番は、未使用で閉鎖されたことのない地番を使用する。
(1番～114番、901番～1325番、1327番以降)
- 3 区画整理事業後の土地利用を考慮し、枝番は使用せず親番のみ使用する。
(例) ○ 植松三丁目1番 × 植松三丁目1番1

<手順>

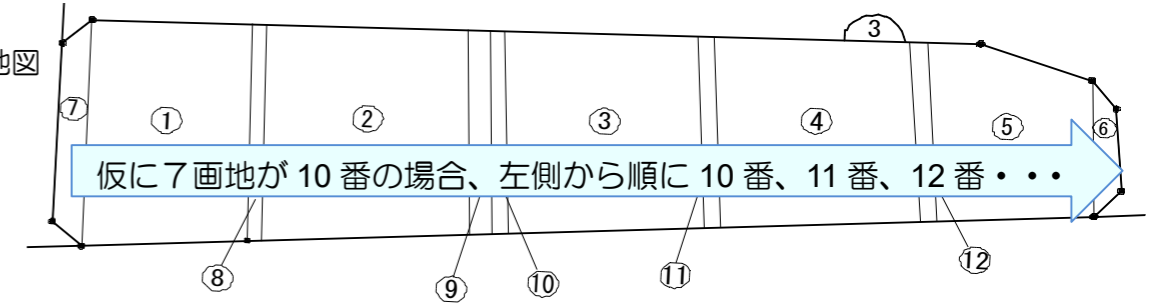
公共用地・・・901番～926番の地番を使用

- 対象地：道路
- 都市計画道路を先に設定し、区画道路を設定
- 図面上から下へ
- 図面左側から右側へ

換地・・・1番～113番の地番を使用

- 対象地：換地、緑地、公園、ごみステーション用地、地上機器用地、隅切り
- 1街区1画地を起点として、街区画地番号順に設定
※ただし、2街区及び3街区は、図面左側から順に若番とする。

(例) 3街区仮換地図



● 3街区の合併換地について

権利者から、隣接する同一所有者の2つの画地を1つの画地とする合併換地の要望がっており、「新大村駅周辺土地区画整理事業 土地評価要領第21条第2号」により、合併しても支障がないと判断しました。合併する際の注意事項などを当該権利者に個別に説明し、権利者から申し出があった場合は対応することとしました。

このことにより、現在の仮換地図が変更（画地の形や数の変更）になるため、地番設定（案）の地番も変更になります。ただし、方針については変更ありません。

● 出来形確認測量の実施状況について

令和5年度から令和6年度にかけて出来形確認測量を行い、一部の箇所を除いて概ね終了しています。測量中は、土地の立入りや標識設置など皆様にご理解とご協力をいただきありがとうございました。出来形確認測量の成果をもとに、換地計画（案）の作成を進めてまいります。今後、現地確認が必要となった場合は、改めてご協力をお願いいたします。

● 新大村駅公園（まちなか交流公園）について

令和6年6月末頃から着工、令和7年春に供用開始予定です。

まちなか交流公園イメージパース



※今後の計画で変更になる場合があります

※設置する施設の写真はイメージとなります

● 除草作業について

施行地区内の市有地につきまして、第1回目の除草作業を5/20～6/7の日程で行いました。次の除草作業は、7月末頃からを予定しています。